

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
該当なし									

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和7年度 台風時における施設被害予測手法検討業務 ー R7.6.10～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所長 三好 一喜 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 下関市竹崎町4-6-1	R7.6.10	令和7年度台風時における施設被害予測手法検討業務 沿岸技術研究センター・エコー設計共同体 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571 2010501016723	別紙のとおり	27,566,000	27,500,000	99.76	ー	

(注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契 約 を 締 結 し た 日	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 及 び 住 所	法人番号	一 般 競 争 入 札 ・ 指 名 競 争 入 札 の 別 (総合評価の実施)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	備 考
令和7年度 港湾業務艇「すいせい」修理工事	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所長 三好 一喜 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 下関市竹崎町4-6-1	R7.6.20	有限会社前田造船所 下関市彦島竹ノ子島町 3-17	7250002010932	一般競争入札	11,396,000	11,330,000	99.42	

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契 約 を締結した日	契 約 の 相 手 方 の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	再就職の役員の数	備 考
該当なし										

(注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和7年度台風時における施設被害予測手法検討業務
2. 履 行 場 所 : ー
3. 契 約 の 相 手 方 : 令和7年度台風時における施設被害予測手法検討業務
沿岸技術研究センター・エコー設計共同体
4. 随意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項
5. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1)目的・内容

本業務は、港湾施設の災害対応(事前準備、初動対応)の効率化に資するため、当局所有の西日本海域高潮波浪システムについて、システム改良方針の検討、システムの改良実施等を行うものである。

(2)理由

本業務を円滑に遂行するためには、西日本海域高潮波浪システムによる波浪推算値と観測波浪の実測値比較による精度検証が行える高度な技術力を有し、これらを利用して推算波浪の精度向上の検討や係留施設の越流危険度の評価、防波堤の安定性照査が行える幅広い知見と豊富な経験が必要である。

以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する適格性・迅速性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めることで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、令和7年度台風時における施設被害予測手法検討業務沿岸技術研究センター・エコー設計共同体が最適であると判断されることから、上記設計共同体と会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、随意契約を行い円滑な遂行を図るものとする。